

徳島県規則第五十七号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（証紙による収入の方法によらない場合）

第二条の二 条例第二条ただし書の規則で定める場合は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項又は徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年徳島県条例第二十三号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の手続をしようとする者が、当該手続に係る使用料又は手数料を納付する場合とする。

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百八十五号及び第四百八十六号中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同項第四百八十七号及び第四百八十八号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同項第四百八十九号及び第四百八十九号の二を次のように改める。

四百八十九 猟銃等又はクロスボウの所持許可更新申請手数料

四百八十九の二 銃砲等又は刀剣類の所持許可認知機能検査手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十号の次に次の一号を加える。

四百九十の二 クロスボウ講習会受講手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十三号の十二を第四百九十三号の十三とし、第四百九十三号の六から第四百九十三号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第四百九十三号の五の次に次の一号を加える。

四百九十三の六 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。ただし、第二条の次に一条を加える改正規定は、同年一月四日から施行する。